



雲仙市の支援制度



若者の定住を支援！（支援金 / 家賃 / 奨学金返済 / 結婚 / 出産）

農業、漁業の新規就業を支援！

制 度 名	内 容	連 絡 先
新卒者等 就職支援金	以下のいずれかに該当する方に支援金を年間12万円(3か年で合計36万円)支給します。 (1)市内事業所に就職した新規学卒者で市内に居住する方 ※新規学卒者：高校、専門学校、大学等を令和6年度に卒業した方 (2)令和7年4月1日以降に本市へ転入し、市内事業所において就職した18歳以上35歳以下の中途採用者の方。ただし、市内事業者において雇用保険に加入したことがない方に限る。 (3)令和7年4月1日現在、市内に居住する方で、市外事業所から市内事業所に就職した18歳以上35歳以下の転職者の方。ただし、市内事業所において雇用保険に加入したことがない方に限る。	商工労政課 0957-47-7836
若者 UIターン家賃 補助金	市外から雲仙市に転入した若者(18歳以上35歳以下)がいる世帯の家賃に対して補助金を交付します。 ○支援内容 家賃から住宅手当を差し引いた残額の2分の1 ・単身世帯上限額：月額1万5千円 ・複数世帯上限額：月額2万5千円	
定住促進 奨学資金 償還補助金	市内に居住し奨学資金を償還する方に対し、償還金の支払額の一部を支援します。 ≪対象要件≫※公務員は対象となりません。 ・雲仙市に居住し、5年以上定住することを誓約する方 ・市内外を問わず就労している方(アルバイト等も可)など ○支援内容 年度内に支払った償還金の2分の1 (年間上限額)・高等学校：3万6千円 ・専門学校等：4万5千円 ・大学等：6万円	地域づくり推進課 0957-47-7805
結婚・定住 支援金	(1)結婚支援金 結婚した夫婦に40万円を交付(2年分割) (2)赤ちゃん支援金 出生した子ども1人あたり20万円を交付	
農業就業者 確保育成 対策事業	新規就農を希望し、かつ、市内の農業者から研修を受ける方に、年間上限210万円(県の支援も含む)を最長2年間交付	農林課 0957-47-7828
漁業と漁村を支える 人づくり事業	新たに漁業を始める者(漁業経験が1年未満)であって、市内の漁業者から研修を受ける方に年間最大180万円(県の支援も含む)を最長3年間交付	農漁村整備課 0957-47-7829

連絡先 雲仙市商工労政課：0957-47-7836